

根室市公共交通・宿泊施設感染拡大防止対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症が流行する中、通院や買物など市民生活のために必要な公共交通の維持確保に努めている公共交通事業者並びに、市民の命を守る医療従事者や、社会基盤を守る保守・工事関係者を含めたビジネス客が安心して宿泊することができる社会インフラとして施設の提供に努めている宿泊事業者を対象に、運行車両内や宿泊施設内の消毒作業や消毒液の配備などの新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組に要する経費に対する臨時的な助成を行い、継続的な感染症拡大防止の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「公共交通事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を含む）のほか、公安委員会が認定し、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する業態（以下「旅客運送事業等」という。）を行う事業者をいう。

2 この要綱において「宿泊事業者」とは、旅館業法による営業許可証を有し、ホテル、民宿、旅館などの宿泊施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる業態を行う事業者のほか、住宅宿泊事業法による届出を行い、住宅宿泊事業を営む事業者をいう。

(助成対象)

第3条 この要綱による助成金の交付対象は、公共交通事業者及び宿泊事業者とする。

(助成要件)

第4条 この要綱による助成要件は、前条の助成対象のうち、中小企業等（個人を含む）であって、次の各号の要件全てを満たす事業者とする。

- (1) 公共交通事業者の場合は、市内に主たる事業所を有していること。宿泊事業者の場合は、市内に宿泊施設を有していること。
- (2) 感染拡大防止対策を実施していること。
- (3) 申請時において、事業を営んでいること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は助成の対象としない。

- (1) 根室市暴力団排除条例（平成25年根室市条例第6号）第2条に規定する暴力団関係事業者
- (2) その他市長が不相当と認める事業を行う事業者

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、基本助成額として10万円のほか、公共交通事業者においては、申請時において旅客運送事業等に供するために保有する乗合バス及び貸切バスの車両台数1台につき4万円、その他旅客運送事業等に供するために保有する車両台数1台につき2万円、宿泊事業者については、申請時において旅館業等に供するために稼働している客室1室に対し2万円を助成する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 公共交通事業者は、旅客運送事業等を行っていることがわかる許可証等の写し及び旅客運送事業等に供するために保有する車両の一覧表
- (2) 宿泊事業者は、旅館営業許可証の写し又は住宅宿泊事業法による届出番号が記載された書類の写し
- (3) 感染拡大防止対策を実施していることが確認できる書類又は写真
- (4) 振込先口座の情報が確認できる預金通帳の写し

(助成金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、別記第2号様式により速やかに申請者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、令和3年3月31日限りその効力を失う。